平成２５年（フ）第６４２号
東京都国立市谷保5200番地の２サマックスプラッシュ202
債務者　渡邊　容子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４５１号
東京都八王子市館町1162番地
債務者　加藤　秀男
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２９号
静岡県浜松市南区楊子町1424番地　ジェネスフジ１―103
債務者　大槻　裕彦
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
静岡県浜松市西区雄踏１丁目15番22号　ミサワ社宅Ａ204
債務者　遠藤　祐介
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
静岡県浜松市中区早出町776番地　ビバリーハウス早出Ａ―202
債務者　鈴木　智草
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
静岡県磐田市豊浜中野613番地
債務者　大村　文彦
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
栃木県宇都宮市石井町3413番地３　コーポマスブチＦ201号、前住所栃木県宇都宮市築瀬２丁目13番19号　宇都宮昭和ビル403号
債務者　藤沼紳一郎
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７３号
栃木県鹿沼市日吉町537番地231
債務者　直井美佐男
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７８号
栃木県下野市町田424番地
債務者　海老原隆浩
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８２号
栃木県宇都宮市平松本町922番地５　サンハイムＢ棟202号室、前住所栃木県宇都宮市桜５丁目２番18号　桜マンション303
債務者　笹沼　奈月（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８５号
栃木県宇都宮市末広２丁目２番１号　関原市営住宅１号棟207号室、前住所栃木県宇都宮市下岡本町4553番地４　メイ・ファイブＡ―105
債務者　塙　ひで子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９０号
栃木県大田原市中田原2097番地　県営中田原住宅２棟42号、前住所栃木県大田原市紫塚３丁目2633番地39　パルテールＡ103
債務者　栗田えみ子（旧姓小出）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０２号
栃木県宇都宮市平松本町361―７　ピュアアメニティー106号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市簗瀬町1923番地
債務者　宮永眞優美
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８７号
栃木県佐野市浅沼町129番地３
債務者　宮野　　綾
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９９号
栃木県宇都宮市鶴田２丁目19番１号　ふるさとホーム宇都宮鶴田、前住所栃木県宇都宮市駒生町1796番地
債務者　渡邊　　茂
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係